

付 議 第 4 号

児童福祉施設（保育所）の設置認可に関する議案

児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第35条に基づき、児童福祉施設（保育所）の設置認可申請に対し、別紙認可申請書のとおり認可することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第20号に基づき議決を求めます。

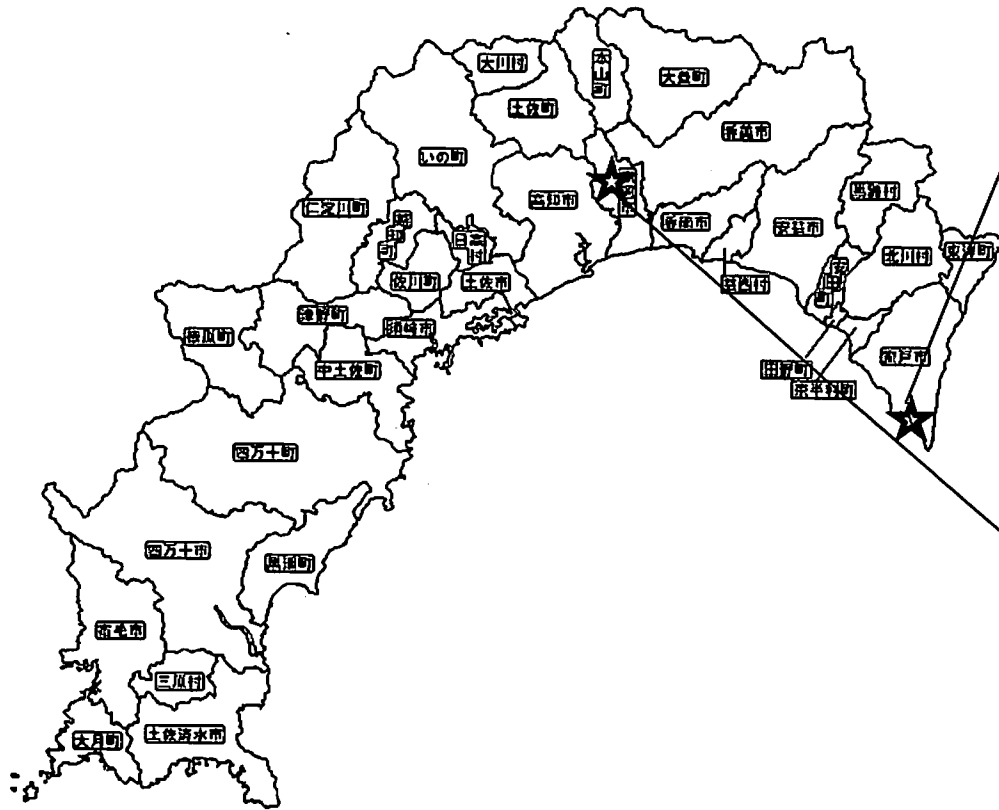
高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

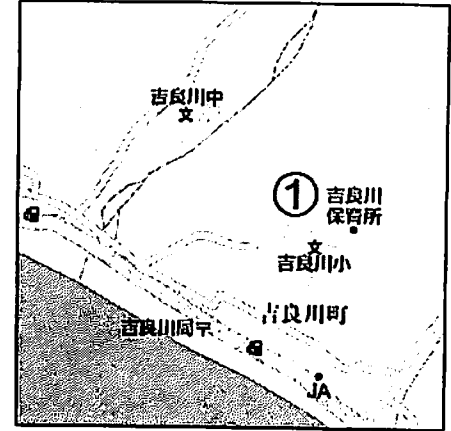
(20) 保育所の設置を認可すること。

設置認可申請施設(保育所)の概要

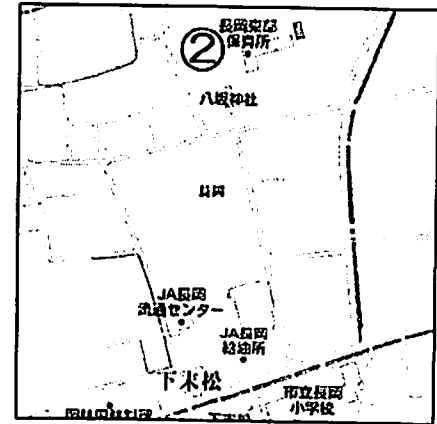
設 置 者	社会福祉法人 吉良川保育協会	社会福祉法人 南国市社会福祉協議会
保育所の名称	吉良川保育所	長岡東部保育園
事業実施予定年月日	平成22年4月1日	平成22年4月1日
保育所の類型	小規模保育所	保育所
所 在 地	室戸市吉良川町甲3039	南国市下末松233
土 地 ・ 建 物	現施設を市から無償貸与	現施設を市から無償貸与
定 員	<u>30名</u> 0歳児 1 1歳児 1 2歳児 5 3歳児 8 4歳以上児 15	<u>90名</u> 0歳児 9 1歳児 12 2歳児 15 3歳児 17 4歳以上児 37
要入所児童数 (1/1現在)	<u>24名</u> 0歳児 0 1歳児 4 2歳児 6 3歳児 1 4歳以上児 13	<u>90名</u> 0歳児 9 1歳児 12 2歳児 15 3歳児 17 4歳以上児 37
職 員	<u>9名</u> 所長 松本 真美 保育士 5 調理員 1 嘱託医 2	<u>17名</u> 所長 久武 玲子 保育士 12 調理員 2 嘱託医 2
施設面積等	乳児室 } 37.95㎡ ほふく室 } 保育室 120.00㎡ 遊戯室 107.93㎡ 調理室 29.78㎡ 医務室 9.72㎡ 便所室 27.49㎡ 調乳室 3.75㎡ 職員室 28.55㎡ 倉庫 18.95㎡ その他 35.88㎡ 合計 420.00㎡ 屋外遊戯場 1226.54㎡	乳児室 85.78㎡ ほふく室 15.20㎡ 保育室 190.46㎡ 遊戯室 66.59㎡ 調理室 42.23㎡ 医務室 7.45㎡ 便所室 59.25㎡ 調乳室 10.01㎡ 職員室 28.57㎡ 倉庫 27.28㎡ その他 262.30㎡ 合計 795.12㎡ 屋外遊戯場 754.65㎡
保 育 時 間	基本時間 7:30~16:30(月~金) 7:30~12:00(土) 開設時間 7:30~19:00(月~金) 7:30~18:00(土)	基本時間 8:00~16:00(月~土) 開設時間 7:20~19:00(月~金) 7:20~18:00(土)



①吉良川保育所



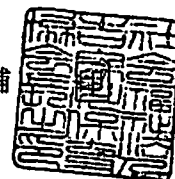
②長岡東部保育園



平成22年 1 月 18 日

高知県教育委員会 様

社会福祉法人 吉良川保育協会
法人代表者名 理事長 立石大輔



保 育 所 設 置 認 可 申 請 書

児童福祉施設 吉良川保育所を設置したいので、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

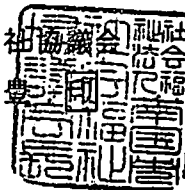
- (1) 保育所設置計画書（3-2号様式）
- (2) 施設の平面図・敷地配置図
- (3) 土地、建物等の権利を証する書類
- (4) 収支予算書
- (5) 所長となる者及び職員の履歴書ならびにその資格を証する書類
- (6) 定款又は寄附行為
- (7) 理事会の議事録（写し）
- (8) 設置代表者の履歴書及び資産状況
- (9) 既設保育所との距離をあらわす位置図
- (10) 市町村長の意見書（第4号様式）
- (11) その他参考となる書類

吉 良 川 保 育 所(社会福祉法人吉良川福祉協会)

根拠法令	申 請 の 内 容		審 査 事 項	適 否																										
	施 設 名	吉良川保育所																												
保育所の設置認可等について (平成12年3月30日児発第295号) ・「小規模保育所の設置認可等について」 (平成12年3月30日児発第296号)に定める場合のほか、60人以上とすること 小規模保育所の設置認可等について (平成12年3月30日児発第296号) ・定員60人以上とすることが困難な場合、20人以上の定員とすることができる <適合要件> ①最低基準その他法令等に適合すること ②下記のいずれかに該当すること ・要保育児童が多い地域に所在し、かつ3歳未満児の割合が3割以上(定員21人以上の場合) ・過疎地域自立促進特別措置法の規定による過疎地域 ・3歳未満児を8割以上、かつ、このうち乳児を1割以上 ③定員20人以上 ④施設長は保育士資格を有すること。職員は所定数を配置すること。	1 設置位置等	室戸市吉良川町甲3039	当該保育所は、室戸市吉良川にあり、現在、室戸市が吉良川保育所(小規模保育所・定員30人)として設置運営している。 当該地域は、大きな児童数の減少もなく、今後も保育の需要が見込まれている。	—																										
	2 定員	30人 年齢別 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>0歳児</td><td>1人</td></tr> <tr><td>1歳児</td><td>1人</td></tr> <tr><td>2歳児</td><td>5人</td></tr> <tr><td>3歳児</td><td>8人</td></tr> <tr><td>4歳以上児</td><td>15人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>30人</td></tr> </table>	0歳児	1人	1歳児	1人	2歳児	5人	3歳児	8人	4歳以上児	15人	合計	30人	小規模保育所の定員の適合要件である ・小規模保育所の設置認可等について(適合要件②過疎地域)を満たしている。	適														
0歳児	1人																													
1歳児	1人																													
2歳児	5人																													
3歳児	8人																													
4歳以上児	15人																													
合計	30人																													
	3 要入所児童数	24人(平成22年1月1日現在) 年齢別 <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>0歳児</td><td>0人</td></tr> <tr><td>1歳児</td><td>4人</td></tr> <tr><td>2歳児</td><td>6人</td></tr> <tr><td>3歳児</td><td>1人</td></tr> <tr><td>4歳以上児</td><td>13人</td></tr> <tr><td>合計</td><td>24人</td></tr> </table>	0歳児	0人	1歳児	4人	2歳児	6人	3歳児	1人	4歳以上児	13人	合計	24人	要入所児童は、全員受け入れることとしている。	—														
0歳児	0人																													
1歳児	4人																													
2歳児	6人																													
3歳児	1人																													
4歳以上児	13人																													
合計	24人																													
児童福祉施設最低基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号) ①保育士 ・0歳児 3人に保育士1人(3:1) ・1・2歳児 6:1 ・3歳児 20:1 ・4歳以上児 30:1 ②保育士の他、嘱託医及び調理員は必置	4 職員	施設長 1名(専任) 保育士 5名(専任) 調理員 1名(専任) 嘱託医 2名(非常勤)	職員の最低基準においては、施設長1名、保育士3名、調理員1名、嘱託医2名(内科・歯科)であり、最低基準以上の職員配置となっている。	適																										
児童福祉施設最低基準 ①0、1歳児を入所させる保育所 ・乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること ・乳児室の面積 1.65㎡/人 ・ほふく室の面積 3.3㎡/人 ②2歳以上児を入所させる保育所 ・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること ・保育室又は遊戯室の面積 1.98㎡/人 ・屋外遊戯場の面積 3.3㎡/人	5 施設面積等	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>乳児室</td><td style="text-align: right;">37.95㎡</td></tr> <tr><td>ほふく室</td><td></td></tr> <tr><td>保育室</td><td style="text-align: right;">120.00㎡</td></tr> <tr><td>遊戯室</td><td style="text-align: right;">107.93㎡</td></tr> <tr><td>調理室</td><td style="text-align: right;">29.78㎡</td></tr> <tr><td>医務室</td><td style="text-align: right;">9.72㎡</td></tr> <tr><td>便所</td><td style="text-align: right;">27.49㎡</td></tr> <tr><td>調乳室</td><td style="text-align: right;">3.75㎡</td></tr> <tr><td>職員室</td><td style="text-align: right;">28.55㎡</td></tr> <tr><td>倉庫(押入)</td><td style="text-align: right;">18.95㎡</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">35.88㎡</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right;">420.00㎡</td></tr> <tr><td>屋外遊戯場</td><td style="text-align: right;">1226.54㎡</td></tr> </table>	乳児室	37.95㎡	ほふく室		保育室	120.00㎡	遊戯室	107.93㎡	調理室	29.78㎡	医務室	9.72㎡	便所	27.49㎡	調乳室	3.75㎡	職員室	28.55㎡	倉庫(押入)	18.95㎡	その他	35.88㎡	合計	420.00㎡	屋外遊戯場	1226.54㎡	最低基準(定員) 乳児室 $1.65\text{㎡} \times 2\text{人} = 3.3\text{㎡}$ 又はほふく室 $3.3\text{㎡} \times 2\text{人} = 6.6\text{㎡}$ 保育室又は遊戯室 $1.98\text{㎡} \times 28\text{人} = 55.44\text{㎡}$ 屋外遊戯場 $3.3\text{㎡} \times 28\text{人} = 92.4\text{㎡}$ 乳児室・保育室・医務室・調理室・便所等、最低基準に必要な部屋を設置しており、また面積についても最低基準以上である。	適
乳児室	37.95㎡																													
ほふく室																														
保育室	120.00㎡																													
遊戯室	107.93㎡																													
調理室	29.78㎡																													
医務室	9.72㎡																													
便所	27.49㎡																													
調乳室	3.75㎡																													
職員室	28.55㎡																													
倉庫(押入)	18.95㎡																													
その他	35.88㎡																													
合計	420.00㎡																													
屋外遊戯場	1226.54㎡																													
児童福祉施設最低基準 ・1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定める。	6 保育時間	7:30～16:30 (開設時間 7:30～19:00)	保育時間は9時間で、開設時間は11時間30分となっている。	適																										

高知県教育委員会 様

南国市社会福祉協議会
会長 澤村 豊



保 育 所 設 置 認 可 申 請 書

児童福祉施設 長岡東部保育園を設置したいので、認可して下さるよう関係書類を添えて申請します。

添付書類

- (1) 保育所設置計画書（第3号様式又は3-1号様式又は3-2号様式）
- (2) 施設の平面図・敷地配置図
- (3) 土地、建物等の権利を証する書類
- (4) 収支予算書
- (5) 所長となる者及び職員の履歴書ならびにその資格を証する書類
- (6) 定款又は寄附行為
- (7) 理事会の議事録（写し）
- (8) 設置代表者の履歴書及び資産状況
- (9) 既設保育所との距離をあらわす位置図
- (10) 市町村長の意見書（第4号様式）
- (11) その他参考となる書類

長岡東部保育園(社会福祉法人南国市社会福祉協議会)

根拠法令	申請の内容		審査事項	適否																																							
	施設名	長岡東部保育園																																									
<p>保育所の設置認可等について (平成12年3月30日児発第295号)</p> <p>・「小規模保育所の設置認可等について」 (平成12年3月30日児発第296号)に定める場合のほか、60人以上とすること</p> <p>小規模保育所の設置認可等について (平成12年3月30日児発第296号)</p> <p>・定員60人以上とすることが困難な場合、20人以上の定員とすることができる</p> <p><適合要件></p> <p>①最低基準その他法令等に適合すること</p> <p>②下記のいずれかに該当すること</p> <p>・要保育児童が多い地域に所在し、かつ3歳未満児の割合が3割以上(定員21人以上の場合)</p> <p>・過疎地域自立促進特別措置法の規定による過疎地域</p> <p>・3歳未満児を8割以上、かつ、このうち乳児を1割以上</p> <p>③定員20人以上</p> <p>④施設長は保育士資格を有すること。職員は所定数を配置すること。</p>	1 設置位置等	南国市下末松233番地	<p>当該保育所は、南国市下末松にあり、現在、南国市が長岡東部保育所(保育所・定員90人)として設置運営している。</p> <p>当該地域は、事業所もあり、大きな児童数の減少もなく、今後も保育の需要が見込まれている。</p>	-																																							
	2 定員	<p style="text-align: center;">90人</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年齢別</td> <td style="text-align: center;">0歳児</td> <td style="text-align: center;">9人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1歳児</td> <td style="text-align: center;">12人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2歳児</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3歳児</td> <td style="text-align: center;">17人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>4歳以上児</u></td> <td style="text-align: center;"><u>37人</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">90人</td> </tr> </table>	年齢別	0歳児	9人		1歳児	12人		2歳児	15人		3歳児	17人		<u>4歳以上児</u>	<u>37人</u>		合計	90人	<p>保育所の定員の適合要件である。</p> <p>・保育所の設置認可等について定員60人以上を満たしている。</p>	適																					
年齢別	0歳児	9人																																									
	1歳児	12人																																									
	2歳児	15人																																									
	3歳児	17人																																									
	<u>4歳以上児</u>	<u>37人</u>																																									
	合計	90人																																									
	3 要入所児童数	<p style="text-align: center;">90人(平成22年1月1日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">年齢別</td> <td style="text-align: center;">0歳児</td> <td style="text-align: center;">9人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1歳児</td> <td style="text-align: center;">12人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">2歳児</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">3歳児</td> <td style="text-align: center;">17人</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;"><u>4歳以上児</u></td> <td style="text-align: center;"><u>37人</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">90人</td> </tr> </table>	年齢別	0歳児	9人		1歳児	12人		2歳児	15人		3歳児	17人		<u>4歳以上児</u>	<u>37人</u>		合計	90人	<p>要入所児童は、全員受け入れることとしている。</p>	-																					
年齢別	0歳児	9人																																									
	1歳児	12人																																									
	2歳児	15人																																									
	3歳児	17人																																									
	<u>4歳以上児</u>	<u>37人</u>																																									
	合計	90人																																									
<p>児童福祉施設最低基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)</p> <p>①保育士</p> <p>・0歳児 3人に保育士1人(3:1)</p> <p>・1・2歳児 6:1</p> <p>・3歳児 20:1</p> <p>・4歳以上児 30:1</p> <p>②保育士の他、嘱託医及び調理員は必置</p>	4 職員	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">施設長</td> <td style="width: 50%;">1名(専任)</td> </tr> <tr> <td>保育士</td> <td>12名(専任)</td> </tr> <tr> <td>調理員</td> <td>2名(専任)</td> </tr> <tr> <td>嘱託医</td> <td>2名(非常勤)</td> </tr> </table>	施設長	1名(専任)	保育士	12名(専任)	調理員	2名(専任)	嘱託医	2名(非常勤)	<p>職員の最低基準においては、施設長1名、保育士11名、調理員2名、嘱託医2名(内科・歯科)であり、最低基準以上の職員配置となっている。</p>	適																															
施設長	1名(専任)																																										
保育士	12名(専任)																																										
調理員	2名(専任)																																										
嘱託医	2名(非常勤)																																										
<p>児童福祉施設最低基準</p> <p>①0、1歳児を入所させる保育所</p> <p>・乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること</p> <p>・乳児室の面積 1.65㎡/人</p> <p>・ほふく室の面積 3.3㎡/人</p> <p>②2歳以上児を入所させる保育所</p> <p>・保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること</p> <p>・保育室又は遊戯室の面積 1.98㎡/人</p> <p>・屋外遊戯場の面積 3.3㎡/人</p>	5 施設面積等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">乳児室</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">85.78㎡</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">15.20㎡</td> </tr> <tr> <td>保育室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">190.46㎡</td> </tr> <tr> <td>遊戯室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">66.59㎡</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">42.23㎡</td> </tr> <tr> <td>医務室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">7.45㎡</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td></td> <td style="text-align: right;">59.25㎡</td> </tr> <tr> <td>調乳室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">10.01㎡</td> </tr> <tr> <td>職員室</td> <td></td> <td style="text-align: right;">28.57㎡</td> </tr> <tr> <td>倉庫</td> <td></td> <td style="text-align: right;">27.28㎡</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td style="text-align: right;">262.30㎡</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: right;">795.12㎡</td> </tr> <tr> <td>屋外遊戯場</td> <td></td> <td style="text-align: right;">754.65㎡</td> </tr> </table>	乳児室		85.78㎡	ほふく室		15.20㎡	保育室		190.46㎡	遊戯室		66.59㎡	調理室		42.23㎡	医務室		7.45㎡	便所		59.25㎡	調乳室		10.01㎡	職員室		28.57㎡	倉庫		27.28㎡	その他		262.30㎡	合計		795.12㎡	屋外遊戯場		754.65㎡	<p style="text-align: center;">100.98㎡</p> <p>最低基準(定員)</p> <p>乳児室 1.65㎡×21人=34.65㎡</p> <p>又はほふく室 3.3㎡×21人=69.3㎡</p> <p>保育室又は遊戯室 1.98㎡×69人=136.62㎡</p> <p>屋外遊戯場 3.3㎡×69人=227.7㎡</p> <p>乳児室・保育室・医務室・調理室・便所等、最低基準に必要な部屋を設置しており、また面積についても最低基準以上である。</p>	適
乳児室		85.78㎡																																									
ほふく室		15.20㎡																																									
保育室		190.46㎡																																									
遊戯室		66.59㎡																																									
調理室		42.23㎡																																									
医務室		7.45㎡																																									
便所		59.25㎡																																									
調乳室		10.01㎡																																									
職員室		28.57㎡																																									
倉庫		27.28㎡																																									
その他		262.30㎡																																									
合計		795.12㎡																																									
屋外遊戯場		754.65㎡																																									
<p>児童福祉施設最低基準</p> <p>・1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定める。</p>	6 保育時間	<p>8:00～16:00 (開設時間 7:20～19:00)</p>	<p>保育時間は8時間で、開設時間は11時間40分となっている。</p>	適																																							